

かながわ人権政策推進懇話会（8/20、12/26）  
本県のヘイトスピーチ対策についての委員意見（要約）

◎ 条例の制定

- 表現の自由を盾にヘイトスピーチが解消されなくて、禁止されなければこの国はどうなってしまうのかなと本当に憂いている。
- 神奈川県が一番先に条例を作ってもよい。他にまねされるような素晴らしいものを作れば良いと思う。
- 差別に満ち満ちた急性期的な、いわば緊急事態のヘイトスピーチが横行しているということを国として取り組んでほしいが、県として対策をとるべきだと今さらながら強く思う。
- 条例化にあたっては、どのような言動が、罰則の対象となるのかを厳密に定義することが難しい。
- 表現に関し規制の範囲を明確にする必要がある。
- ヘイトスピーチの規制は、他の人権問題などに波及し、公権力の在り方として影響が大きい。
- ヘイトスピーチの深刻な実態をよく知り、その上で何かできないのかという議論をしていく必要がある。
- 人権を傷つけないことが条例制定の大事なポイントかもしれないが、いつまでどこまでその問題が解決されないままであるのかそのためにどうしたらいいのか。
- 表現の自由があるから何もできないではなく、どこまでできるのかを突き詰めるべき。

◎ 公の施設の利用制限を可能とするガイドライン

- 公の施設については、正当な理由がない限りは貸すこととなっている。ガイドラインは正当な理由なるものを明確にしておく必要があり、慎重な検討が必要。
- 表現の自由は絶対ではなく、個人の尊厳、人格権も保障しているので、兼ね合いをどう考えるか。
- 川崎市のガイドラインは、「言動要件」と「迷惑要件」の2つを満たさないと施設を貸さなければならない。会館を貸して集会を開いたら、その様子が全部ネットに拡散される。被害が広まってしまう。
- ヘイト集会による施設の利用は、公の施設の住民福祉の増進目的とは違い、住民福祉を侵害している。

◎ インターネット上の拡散防止策

- 削除の強制は立法措置が必要。しかし削除できても別の所で問題となるし、別の対策を講じなければならなくなる。また、氏名公表についても、現行法では氏名情報の提供も依頼にとどまる。ヘイトスピーチとは何かということも問題とな

る。

- インターネットにアップされた情報は、削除や拡散防止も物理的に不可能。出てしまったものに対してどういう対処をしていくのか、考えることが必要ではないか。

## ◎ 教育・啓発活動の継続

- 啓発活動は、諦めることなく続けていくべき。
- 一般の方、働いている方たち、企業など。そうした方たちを含めて、啓発活動とか、人権教育を行っていく必要があるのではと思う。
- 社会教育がとても大事。今は学校教育に重点を置かれているが、保護者など周りにいる大人たちの影響は大きい。社会教育の部分の啓発をやっていないと。学校教育、幼児教育だけだと無理かなと思う。
- 中期的、長期的ないわば人権教育、人権啓発などによって人権の土壌を手厚くしていくことも必要なのではないかと思う。
- 自治体で規則をつくって、差別的な言動を行う組織に施設を貸さない取組とともに、子どもたちへの教育も大切。小さいうちから人権意識を植え付けていただきたい。

## ◎ その他

- 県の取組が、県民にどこまで伝わっているのか問題がある。県としても様々な場面で人権の視点を持った施策を展開してほしい。
- 具体的な事件が発生した場合、その解決策あるいは関連指針等を明らかにすると同時に、これに対するマニュアル等があれば教えていただきたいし、なければ作成すべき。
- 言論の自由は、もともとは一般市民が公権力に対して持っている権利。水平に仲間同士で使う権利ではないと思う。
- 県は国に対して、「実効性のある法律の見直しの検討」を要望しているとのことであるが、具体のイメージがつかめない。
- ヘイトはいけない、皆そのように言っているが、いったん法律ができると国がその法律を悪用する恐れがある。